

看家協会の「特別会員」が加入できる「保険・補償制度」のご案内

制度名	制度内容	保険料（期間）	補償内容	加入手続	処理（事故処理）
保 家政婦(夫)賠償責任補償 ※損保 3 社提携	就業中または講習中の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物に損害等を与えた場合に保険金が支払われる。	年間 2,880円 〔240円×12ヶ月〕 ※中途加入の保険料はパンフレットを参照 期間：9月1日～8月末	対 人： 1請求 1億円上限 対 物： 1請求 1千万円上限 管理下財物： 1請求 1千万円上限 初期対応費用： 1事故 500万円上限 人格権侵害： 1請求 300万円上限 行方不明時 使用 阻 害： 1請求 1千万円上限	協会の「会員名簿」を通じて加入手続きをする。 ただし、中途加入の場合は必ず指定の「賠償加入依頼書」を協会に提出する。 保険料は協会からの請求に基づき支払う。 補償開始日は協会で加入受付した日の翌日午前0時以降の任意の日から。	事故が発生したら速やかに「事故報告書」を協会事務局に届出る。 保険代理店より事故処理に関するサポートが受けられる。
保 ベビーシッター賠償 ※東京海上日動火災提携	ベビーシッター業務中の事故や製造・提供した生産物に起因して、他人の生命、身体を害し、または財物に損害等を与えた場合に保険金が支払われる。 ※ <u>紹介所が加入申込をすることで家政婦(夫)全員が補償される</u>	紹介所負担 1日あたりの平均預り乳幼児数 1人～30人（事業所単位） 年間 30,000円 ※中途加入の保険料はパンフレットを参照 期間：2月1日～1月末	対人・対物： 1請求 1億円 免 責 金 額： 1事故 1万円 初期対応費用： 1事故 100万円 （対人事故の見舞費用は1名1万円） 免 責 金 額： なし	紹介所はリック保険サービス（保険代理店）に「加入依頼書」を加入月の前月20日までに郵送する。 保険料は協会からの請求に基づき支払う。 補償開始日は加入受付した翌月1日午後4時から。	事故が発生したら速やかに「事故報告書」をリック保険サービス（保険代理店）に届出る。 保険代理店より事故処理に関するサポートが受けられる。
保 傷害補償制度 《 個人加入型 》 ※東京海上日動火災提携	就業中や通勤途上における「急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金が支払われる。 協会会員を対象とし、団体割引が適用される。	年間 3,000円 ※中途加入の保険料はパンフレットを参照 期間：9月1日～8月末	死 亡： 210万円 入 院 日 額： 2,400円 通 院 日 額： 1,400円 手 術： 入院日額の5倍・10倍	登録紹介所から「加入依頼書」をリック保険サービス（保険代理店）に郵送する。 保険料は協会からの請求に基づき支払う。 補償開始日は「加入依頼書」送付時の消印日の翌日午後4時以降の任意の日。	事故が発生したら速やかに「事故報告書」をリック保険サービス（保険代理店）に届出る。 保険代理店より事故処理に関するサポートが受けられる。
保 傷害補償制度 《 紹介所加入型 》 ※東京海上日動火災提携	就業中や通勤途上における傷害事故の死亡・後遺障害や入通院日額補償をはじめ、治療のための手術保険金が支払われる。	保険料は紹介所負担 1名あたり 月額 340円 ※1か月単位の補償	死 亡： 520万円 後 遺 障 害： 死亡保険金の4%～100% 入 院 日 額： 5,000円 通 院 日 額： 3,000円 手 術： 入院日額の5倍・10倍	紹介所は㈱全福サービス（保険代理店）に「加入依頼書兼被保険者名簿」を加入月の前月末日まで提出する。 保険料は協会からの請求に基づき支払う。 補償開始日は加入受付した翌月1日午前0時から。※1か月単位の補償	事故が発生したら速やかに「事故報告書」を㈱全福サービス（保険代理店）に届出る。 保険代理店より事故処理に関するサポートが受けられる。
国 労働者災害補償保険	介護および家事支援業務に従事する家政婦(夫)が業務中に負傷、疾病、障害、死亡等の労働災害を負った場合に国が給付する保険制度。	第2種特別加入保険料率に基づき算定（求人者負担可）	労働者災害補償 療養給付、休業給付、傷病年金、障害給付、遺族給付、葬祭給付、介護給付	介護家政婦団体（紹介所）を通じて所轄の労働局へ労災加入手続きを行う。協会にて事務代行サービス〔有料〕あり。	協会へ事務委託している場合は所定の「事故報告書」を協会事務局に届出る。
補 共済（医療費）助成制度	ケガや病気による入通院、処方薬剤の支給を受けた時に支払う医療費（保険一部負担金）の50%相当額が支払われる。他に休業手当、葬祭見舞金等の給付もある。	月額 1,200円	医療費助成：医療費の50% 給付開始は加入から満6ヶ月後から 加入12ヶ月以内：7万円上限 加入13ヶ月以上：14万円上限 休 業 手 当：日額200円～400円 葬 祭 見 舞：1万円（本人）5千円（一親等）	毎月の「会員名簿」にて加入手続きを行い、翌月の会費等の請求に基づき支払いをする。制度を脱退するまで毎月協会より請求あり。	医療機関等にて保険治療を受けた後、速やかに給付申請書類を協会事務局に届出る。 ※治療日より1年を経過したものは給付の対象外
補 賃金不払事故補償 ※介護労働安定センター運営	家政婦(夫)の責任以外の理由によって、賃金の全部または一部の支払いを受けられなかった場合に一定の補償を行う制度。 ※介護労働安定センター	保険料不要	1件：50万円上限 ※退職前2か月以内の未払い賃金等	※加入手続き不要 （事故時に「会員名簿」にて会員の確認あり。）	賃金不払事故となる可能性がある場合には速やかに介護労働安定センター支部へ事故報告書（介護労働安定センター指定様式）を届出る。

※

保

…保険会社の商品

補

…制度共済制度

国

労働者災害補償保険（労災保険）

令和8年9月1日現在

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会